薬物問題でお困りの時は相談してください

専門家が秘密厳守で相談にのってくれます。

薬物について相談できる窓口はこちら

北海道	北海道厚生局麻薬取締部	☎011-726-1000
	北海道医務薬務課	☎011-204-5265
	北海道立精神保健福祉センター	☎011-864-7121
	札幌こころのセンター	☎011-622-0556
東　北	東北厚生局麻薬取締部	☎022-227-5700
	青森県医療薬務課	☎017-734-9289
	青森県立精神保健福祉センター	☎017-787-3951
	岩手県健康国保課	☎019-629-5467
	岩手県精神保健福祉センター	☎019-629-9617
	宮城県薬務課	☎022-211-2653
	宮城県精神保健福祉センター	☎0229-23-0021
	仙台市精神保健福祉総合センター	☎022-265-2191
	秋田県医務薬事課	☎018-860-1407
	秋田県子ども・女性・障害者センター	☎018-831-3946
	山形県健康福祉企画課	☎023-630-2333
	山形県精神保健福祉センター	☎023-674-0139
	福島県薬務課	☎024-521-7233
	福島県精神保健福祉センター	☎024-535-3556
関東信越	関東信越厚生局麻薬取締部	☎03-3512-8690
	関東信越厚生局麻薬取締部横浜分室	☎045-201-0770
	茨城県薬務課	☎029-301-3388
	茨城県精神保健福祉センター	☎029-243-2870
	栃木県薬務課	☎028-623-3779
	栃木県精神保健福祉センター	☎028-673-8785
	群馬県薬務課	☎027-226-2665
	群馬県こころの健康センター	☎027-263-1156
	埼玉県薬務課	☎048-830-3633
	埼玉県立精神保健福祉センター	☎048-723-3333
	さいたま市こころの健康センター	☎048-762-8548
	千葉県薬務課	☎043-223-2620
	千葉県精神保健福祉センター	☎043-307-3781
	千葉市こころの健康センター	☎043-204-1582
	東京都薬務課	☎03-5320-4505
	東京都立中部総合精神保健福祉センター	☎03-3302-7575
	東京都立多摩総合精神保健福祉センター	☎042-376-1111
	東京都立精神保健福祉センター	☎03-3844-2210
	神奈川県薬務課	☎045-210-4972
	神奈川県精神保健福祉センター	☎045-821-8822
	横浜市こころの健康相談センター	☎045-671-4455
	川崎市精神保健福祉センター	☎044-200-3195
	相模原市精神保健福祉センター	☎042-769-9818
	新潟県感染症対策・薬務課	☎025-280-5187
	新潟県精神保健福祉センター	☎025-280-0111
	新潟市こころの健康センター	☎025-232-5560
	山梨県衛生薬務課	☎055-223-1491
	山梨県立精神保健福祉センター	☎055-254-8644
	長野県薬事管理課	☎026-235-7159
	長野県精神保健福祉センター	☎026-266-0280
東海北陸	東海北陸厚生局麻薬取締部	☎052-961-7000
	富山県薬事指導課	☎076-444-3234
	富山県心の健康センター	☎076-428-1511
	石川県薬事衛生課	☎076-225-1442
	石川県こころの健康センター	☎076-238-5761
	岐阜県薬務水道課	☎058-272-8285
	岐阜県精神保健福祉センター	☎058-231-9724
	静岡県薬事課	☎054-221-2413
	静岡県精神保健福祉センター	☎054-286-9245
	静岡市こころの健康センター	☎054-262-3011
	浜松市精神保健福祉センター	☎053-457-2709
	愛知県医薬安全課	☎052-954-6305
	愛知県精神保健福祉センター	☎052-962-5377
	名古屋市精神保健福祉センター	☎052-483-3022
	三重県薬務課	☎059-224-2330
	三重県こころの健康センター	☎059-223-5241
近　畿	近畿厚生局麻薬取締部	☎06-6949-3779
	近畿厚生局麻薬取締部神戸分室	☎078-391-0487
	福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課	☎0776-20-0347
	福井県総合福祉相談所	☎0776-26-4400
	滋賀県薬務課	☎077-528-3634
	滋賀県立精神保健福祉センター	☎077-567-5010
	京都府薬務課	☎075-414-4790
	京都府精神保健福祉総合センター	☎075-641-1810
	京都市こころの健康増進センター	☎075-314-0355
	大阪府薬務課	☎06-6941-9078
	大阪府こころの健康総合センター	☎06-6691-2811
	大阪市こころの健康センター	☎06-6922-8520
	堺市こころの健康センター	☎072-245-9192
	兵庫県薬務課（県内全域）	☎078-362-3270
	ひょうご・こうべ依存症対策センター（県内全域）	☎078-251-5515
	兵庫県精神保健福祉センター（神戸市以外）	☎078-252-4980
	神戸市精神保健福祉センター（神戸市）	☎078-371-1900
	奈良県薬務課	☎0742-27-8664
	奈良県精神保健福祉センター	☎0744-47-2251
	和歌山県薬務課	☎073-441-2663
	和歌山県精神保健福祉センター	☎073-435-5194
中　国	中国四国厚生局麻薬取締部	☎082-228-8974
	鳥取県医療・保険課	☎0857-26-7203
	鳥取県立精神保健福祉センター	☎0857-21-3031
	島根県薬事衛生課	☎0852-22-5259
	島根県立心と体の相談センター	☎0852-21-2045
	岡山県医薬安全課	☎086-226-7341
	岡山県精神保健福祉センター	☎086-201-0828
	岡山市こころの健康センター	☎086-803-1273
	広島県薬務課	☎082-513-3221
	広島県立総合精神保健福祉センター	☎082-884-1051
	広島市精神保健福祉センター	☎082-245-7731
	山口県薬務課	☎083-933-3018
	山口県精神保健福祉センター	☎083-902-2672
四　国	四国厚生支局麻薬取締部	☎087-823-8800
	徳島県薬務課	☎088-621-2233
	徳島県精神保健福祉センター	☎088-602-8911
	香川県薬務課	☎087-832-3300
	香川県精神保健福祉センター	☎087-804-5566
	愛媛県薬務衛生課	☎089-912-2393
	愛媛県心と体の健康センター	☎089-911-3880
	高知県薬務衛生課	☎088-823-9682
	高知県立精神保健福祉センター	☎088-821-4966
九　州	九州厚生局麻薬取締部	☎092-431-0999
	九州厚生局麻薬取締部小倉分室	☎093-591-3561
	福岡県薬務課	☎092-643-3287
	福岡県精神保健福祉センター	☎092-582-7500
	福岡市精神保健福祉センター	☎092-737-8829
	北九州市立精神保健福祉センター	☎093-522-8729
	佐賀県薬務課	☎0952-25-7082
	佐賀県精神保健福祉センター	☎0952-73-5060
	長崎県薬務行政室	☎095-895-2469
	長崎こども・女性・障害者支援センター	☎095-846-5115
	熊本県薬務衛生課	☎096-333-2242
	熊本県精神保健福祉センター	☎096-386-1166
	熊本市こころの健康センター	☎096-362-8100
	大分県薬務室	☎097-506-2650
	大分県こころとからだの相談支援センター	☎097-541-5276
	宮崎県薬務対策課	☎0985-26-7060
	宮崎県精神保健福祉センター	☎0985-27-5663
	鹿児島県薬務課	☎099-286-2804
	鹿児島県精神保健福祉センター	☎099-218-4755
沖　縄	九州厚生局沖縄麻薬取締支所	☎098-854-0999
	沖縄県衛生薬務課薬務班	☎098-866-2055
	沖縄県立総合精神保健福祉センター	☎098-888-1443

● 全国各保健所
● 各都道府県警察署

厚生労働省
〒100-8916
東京都千代田区霞が関 1-2-2
TEL:03-5253-1111（代表）

薬物乱用問題についてさらに詳しくは
厚生労働省ホームページをご覧ください。
厚生労働省　薬物乱用　検索

QRコードで
携帯電話でも
ご覧いただけます。
（2023年度版）

保護者のみなさまへ

薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」
～子供たちを薬物乱用から守るために～

子供のまわりは危険がいっぱい

子供たちの身近にあるスマートフォンやパソコンを使って、インターネットから危険な薬物が簡単に入手できてしまいます。うちの子に限って……と油断せず、十分に注意して見守ることが必要です。

子供を薬物から守るチェックポイント

子供の言動に変化がありませんか?

- ☐ 帰宅が遅くなることが多くなった。
- ☐ 理由の分からないお金を欲しがるようになった。
- ☐ 食事を家族と一緒に食べなくなった。
- ☐ 目を合わせて会話をしなくなった。

子供を取り巻く環境に目配りを!

- ☐ 子供にスマートフォン等を持たせている。
- ☐ 子供にインターネットにいつでも接続できるパソコンを使わせている。
- ☐ 子供が中学生・高校生と遊ぶことがある。もしくは、友達関係がよく分からない。

1つでも☑があれば注意が必要です!

薬物は子供の脳にダメージを与えます。

私たちの脳は、すごいスピードで情報を処理し、心と身体をコントロールする優れた仕組みを持っています。しかし、薬物を乱用すると脳の仕組みにダメージを与え、乱用が続くと様々な障害を引き起こします。

特に成長期にある青少年の脳は成人に比べて影響を受けやすいため、注意が必要です。

主な脳への障害

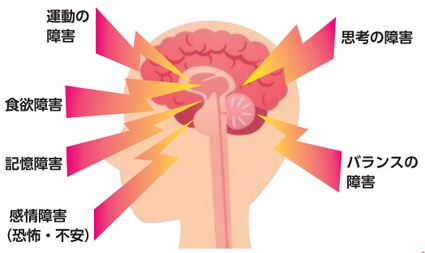

厚生労働省　文部科学省

薬物乱用は身近な問題です。

「うちの子には関係ない」と思っていませんか？
もしものために、色々知ってみませんか？

大麻で検挙される若者が急増しています！

ここ数年、大麻による検挙者が急増しています。特に、2021年には大麻の検挙者数が過去最多となり、2022年の検挙者数も引き続き高い水準です。大麻の検挙者全体のうち、約70%は30歳未満の若者で、なかでも急増しているのが20歳未満の若者です。

その原因の一つとしてインターネット等に氾濫している「大麻は身体への悪影響がない」などの間違った知識や情報に、若者たちが影響されていることが考えられます。保護者のみなさまも正しい知識や情報を持って見守る必要があります。

【大麻取締法違反検挙人員の推移】

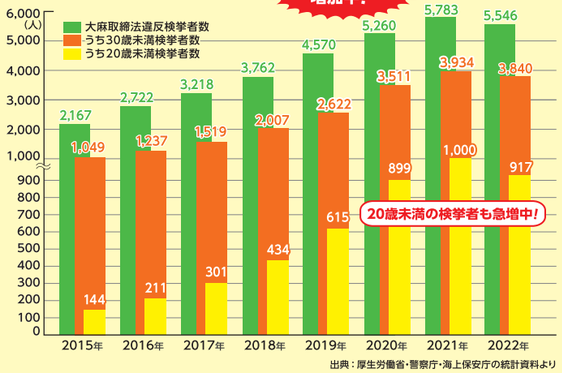

出典：厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料より

【大麻を初めて使用した動機（対象者911人・複数回答）】

区分＼初回使用時年齢	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳以上	全体
好奇心・興味本位	60.5%	59.0%	50.0%	50.0%	40.0%	59.6%
その場の雰囲気	21.5%	15.5%	11.5%	9.1%	0.0%	18.4%
クラブ・音楽イベント等の高揚感	3.8%	5.1%	1.9%	9.1%	0.0%	4.2%
パーティー感覚	2.3%	1.9%	1.9%	4.5%	0.0%	2.2%
ストレス発散・現実逃避	2.8%	10.7%	7.7%	18.2%	20.0%	6.2%
多幸感・陶酔効果を求めて	6.2%	5.6%	13.5%	4.5%	20.0%	6.2%
その他	2.9%	2.2%	13.5%	4.5%	20.0%	3.2%

出典：警察庁「令和4年における組織犯罪の情勢」より

大麻は心身への悪影響はない？ → NO 間違いです！

インターネット等で、「大麻は身体への悪影響がない」「依存性がない」などの誤った情報が氾濫しています。しかし、実際には大麻を乱用すると、大麻の花や葉に含まれる成分「THC（テトラヒドロカンナビノール）」が脳に作用して下図のような様々な影響があります。

大麻の有害性は特に成長期にある若者の脳に対して影響が大きいことも判明しています。また、大麻はうつ病や記憶の障害を引き起こすなど、メンタルヘルスにも悪影響を与えます。間違った情報に流されず、正しい知識で判断しましょう！

大麻の有害性

大麻の乱用による影響			大麻を長く使い続ける影響		
知覚の変化	学習能力の低下	運動失調	精神障害	IQ（知能指数）の低下	薬物依存
時間や空間の感覚がゆがむ	短期記憶が妨げられる	瞬時の反応が遅れる	統合失調症やうつ病を発症しやすくなる	短期・長期記憶や情報処理速度が下がる	大麻への欲求が抑えられなくなる

SNSでの薬物の誘いに注意！

近年、薬物が密売買される手段として危険が拡大しているのがSNSです。特にSNS上では大麻を意味する隠語や絵文字などが使われ、大麻などの購入を促す内容が多く投稿されています。子供たちもそうした情報に簡単にアクセスすることができ、実際に未成年の学生がSNSを通して売人から大麻を購入した事件も複数報告されています。

SNSを通して違法薬物の売人と関わることは、多くの危険を伴います。子供たちがSNSを活用している場合は、注意して見守ることが大切です。

大麻の加工品や大麻を含んだ食品に気をつけて！

大麻から成分を抽出した「大麻リキッド」や「大麻ワックス」など新しいタイプの加工品の摘発も増加しています。また、海外でお土産として売られているチョコレートやクッキー、キャンディなどの中に大麻が含まれていることがあります。誤って口にして体調不良で救急搬送された事例も発生しているので十分に注意しましょう。

大麻や覚醒剤などの薬物は、持っているだけでも法律によって罰せられます。

大麻

大麻 所持・譲渡

麻薬及び向精神薬取締法
7年以下の懲役

覚醒剤

覚醒剤 所持・譲渡

覚醒剤取締法
10年以下の懲役

危険ドラッグ

危険ドラッグ・指定薬物
所持・譲渡

医薬品医療機器等法※
3年以下の懲役

MDMA

コカイン・MDMAなど
所持・譲渡

麻薬及び向精神薬取締法
7年以下の懲役

※改正法の施行前までは、
大麻取締法に基づき、5年以下の懲役

※医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

「薬物乱用の危険」から子供たちを守るために大切なこと・心がけること

子供を薬物乱用の危険から守るためには、保護者が子供の日々の様子を注意深く見守ることが大切です。

子供が自分自身のことを大切にし、悪い誘いを寄せつけず、もし誘われても断る態度を身に付けさせましょう。

医薬品も間違った使い方は乱用です！

- 医師から処方された薬や市販薬を用法・用量を守らずに過量に摂取することは、健康被害を引き起こしたり、やめられなくなったりするおそれがあります。
- 海外サイトで販売している医薬品は、偽造品や思わぬ健康被害が生じる場合があります。安易に医薬品を個人輸入することは、やめましょう。

- 向精神薬は、病院等で睡眠薬や精神安定剤などとして処方され、医療用として用いられています。**向精神薬をみだりに譲り渡すことは、法律で処罰の対象**となります。自分が処方された薬を、フリマサイトに出品するなどして転売してはいけません。
- 睡眠薬等を相手に飲ませ、性暴力等を行うことは刑事罰の対象になります。

過量服薬（オーバードーズ）は健康被害を引き起こすなど大変危険です！